室蘭市子育て応援団事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市長が「室蘭市子育て応援団」として認定したもの（以下「認定者」という。）が子育て支援事業を行った場合の事業に係る費用の助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業）

第２条　助成金交付の対象となる事業は、認定者が市内において実施する子育て支援のための事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては助成金交付の対象としない。

（１） 市の他の補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業

（２） 他の団体を補助する事業

（３） 政治、宗教を目的とする事業

（４） その他、助成することが適当でないと認められる事業

（助成対象経費）

第３条　助成金交付の対象となる経費は、第２条に掲げる事業にかかった経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、助成金交付の対象としない。

（１） 認定者の飲食にかかる経費

（２） 人件費

（３） その他、助成することが適当でないと認められる経費

（助成期間）

第４条　助成の期間は１年とし、原則、「室蘭市子育て応援団」として認定された年度内の交付とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合はこの限りではない。

（１） 認定時期が年度末など、当該年度において事業を実施することが困難な場合

（２） その他、市長が必要と認める場合

（助成限度額）

第５条　助成金の額は１認定者につき１万円を上限とし、交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成を受けようとする認定者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１） 室蘭市子育て応援団事業助成金交付申請書（様式第１号）

（２） 室蘭市子育て応援団事業実績報告書（様式第２号）

（３） 助成金申請に関る領収書等

（４） その他、市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第７条　市長は、前条の申請が適当であると認めた場合は、申請者に対し、室蘭市子育て応援団事業助成金交付決定通知書（様式第３号）を送付するものとする。

２　市長は、前条の申請が適当と認められない場合は、申請者に対し、室蘭市子育て応援事業助成金不交付決定通知書(様式第 3 号)を送付するものとする。

（助成金の交付）

第８条　市長は、交付決定後すみやかに、銀行振込等の方法により助成金を交付するものとする。

（交付金の返還）

第９条　不正な手段によって助成金を受けた認定者は、交付金の全部または一部を市長に返還しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、別途協議して定めることとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。